

## 第65回宮城県国土利用計画審議会

I 日 時 : 平成30年1月31日(水)  
午前10時から午前11時30分まで

II 場 所 : 宮城県行政庁舎 第一会議室(9階)

### III 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議事

(1) 会長互選・職務代理者の指名

(2) 国土利用計画審議会の職務概要について

(3) 宮城県土地利用基本計画図の変更について

(4) 宮城県国土利用計画の改定について

5 閉 会

#### ○配付資料

資料1 国土利用計画審議会の職務等について

資料2 宮城県土地利用基本計画図の変更(案)

資料3 変更位置図

資料4 土地利用基本計画図変更内容説明書

資料5 宮城県国土利用計画の改定スケジュール(案)

#### IV 出席者名簿

##### 1 委員（13名中10名出席）

（敬称略）

分野	氏名	現職名	出欠
都市問題・ 交通問題	ますだ さとる 増田 聡	東北大学大学院経済学研究科教授 （工学博士）	出
都市問題・ 交通問題	おくむら まこと 奥村 誠	東北大学災害科学国際研究所教授 （工学博士）	出
都市問題・ 社会福祉	やまもと かずえ 山本 和恵	東北文化学園大学科学技術学部 建築環境学科教授（工学博士）	出
自然保護	さいとう ちえみ 齊藤 千映美	宮城教育大学環境教育実践研究セン ター教授（理学博士）	出
農 業	たけなか ともお 竹中 智夫	宮城県農業協同組合中央会常務理事	欠
林 業	あさの こういちろう 浅野 浩一郎	宮城県森林組合連合会代表理事専務	欠
商 工 業	さいじょう たみこ 西條 多美子	前宮城県商工会女性部連合会監事	出
社会福祉	さとう よしこ 佐藤 善子	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 宮城県介護研修センター所長	出
土 地	あおた れいこ 青田 令子	前一般社団法人宮城県不動産鑑定士 協会会長	出
市 町 村	やまだ ゆういち 山田 裕一	白石市長（宮城県市長会）	出
	あさの はじめ 浅野 元	大和町長（宮城県町村会）	出
そ の 他	むとう じゅんこ 武藤 順子	宮城県青年会議幹事	欠
	おおとも とみこ 大友 富子	宮城県地域婦人団体連絡協議会会長	出

## 2 事務局

氏 名	職 名
江口 哲郎	震災復興・企画部理事兼次長
門脇 克行	震災復興・企画部参事兼地域復興支援課長
乗田 晶子	震災復興・企画部地域復興支援課副参事兼課長補佐（総括担当）
安住 克郎	震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐（土地対策班長）
高橋 恵美子	震災復興・企画部地域復興支援課主査
蒔苗 浩一	震災復興・企画部地域復興支援課主事
宮下 歩海	震災復興・企画部地域復興支援課主事

## 3 個別規制法担当課

氏 名	職 名
工藤 智広	環境生活部自然保護課課長補佐（班長）
佐藤 南平	農林水産部農業振興課主事
奥平 直人	農林水産部林業振興課技師
佐藤 大成	土木部都市計画課技術主査

## V 会議の概要

1. 午前10時、司会の乗田副参事兼課長補佐（総括担当）が開会を宣言し、会議が有効に成立する旨の報告を行った。（定足数7名以上出席）
2. 江口震災復興・企画部理事兼次長があいさつを行った。
3. 会長選任までの間、乗田副参事兼課長補佐が議事の進行を行うこととし、国土利用計画審議会条例第4条第1項の規定により会長の選任を諮ったところ、増田委員が会長に選任された。
4. 増田委員が会長就任のあいさつを行い、同条例第5条第1項の規定により議長となり、同条例第4条第3項の規定に基づき、会長職務代理者に奥村委員を指名し、以後議事の進行を行った。
5. 議事について、門脇震災復興・企画部参事兼地域復興支援課長及び安住課長補佐（土地対策班長）が説明を行った後、審議が行われた。

## VI 会議運営に関する報告・確認事項等

1. 定足数の報告  
国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定により、定足数である過半数（7名）を満たし、有効に成立していることを報告した。
2. 審議の公開・非公開の確認  
議事の公開を確認した。
3. 議事録署名委員の指名  
審議会運営規程第5条第1項の規定により、「齊藤千映美委員」「佐藤善子委員」の2名を議事録署名委員に指名した。

## Ⅶ 議事録（発言要旨）

増田会長	それでは、議事の(2)に入りたいと思います。私も含めて今回初めて委員になられた方もいらっしゃいますので、国土利用計画審議会の職務概要について事務局の方から説明願います。
門脇課長	(資料1について説明)
増田会長	ただ今の事務局からの説明について、御質問をお願いします。
増田会長	資料1の6ページに市町村計画についてですが、すべての市町村で策定しているわけではないということですが、そこら辺について簡単に御説明いただきたいと思います。
安住班長	国土利用計画法上、市町村計画の策定は任意となっています。自治体の裁量によって定めることとなっております。全部の市町村で国土利用計画を定めているというわけではないのですが、うちの県に関しましては、非常に市町村の理解が深く、計画率自体は高くなっているところでございます。本日出席していただいている白石市さんも大和町さんでも策定していただいている、状況でございます。県の計画を基本としながら、地域の実情に合わせて計画を作っていただいているところでございます。
増田会長	他にございませんでしょうか。 それでは、特にこれ以上質問はないようですので、議事の(3)に移りたいと思います。それでは、議事の(3)ですが、宮城県土地利用基本計画図の変更について事務局から説明をお願いします。
門脇課長	(資料2~4について説明)
増田会長	ただ今の説明について、御意見・御質問をお願いします。
増田会長	資料の4の19ページですが、この赤で囲まれている変更部分は、左側の部分と同じようにペンション開発等が予定されていたものが、開発がなくなって森林地域に戻ることでしょうか。
安住班長	恐縮ながら、そこまで確認していなかったのですが、この地域については、大崎市さんと NPO さんと大崎森林組合さんのご協力のもと植栽事業を行っておりまして、実質的にも森林を拡大していこうとしておりまして、今回森林地域の拡大ということになっております。

増田会長	<p>分かりました。いったん原野のようになっているところを、周辺の森林のように戻していくということですね。他に何か御質問等がありますか。</p>
齊藤委員	<p>手続き上のことをお伺いしたいのですが、最後のところで、市町村からは特段意見はありませんでしたと説明がありましたが、森林地域の縮小に関しては、この審議会では報告ということになっておりまして、他とは違うということになっていたと思いますが、意見がないということはどこに対して意見がないということになりますか。森林については既に森林審議会で意見を伺っていますよね。</p>
安住班長	<p>全般についてということになっております。林地開発については個別の審議会の方でも審議されているという状況です。</p>
齊藤委員	<p>林地開発については、ここでは審議しないで他で審議されているということですが、その段階でも意見はなかったということですか。すみません、手続き上のことで。そちらの方がよく見えない状況でしたのでお聞きしました。</p>
門脇課長	<p>その部分については、承知はしておりませんが、森林審議会で議論しているわけですが、その段階でおそらく市町村を含めて意見を集約した上で、個別法の方で判断されているわけだと思いますが、個別法の判断を受けた上で我々としては国土利用計画法に基づく土地利用基本計画についても改めて市町村さんの御意見を聴いた上で今回特に意見はないという結果でございます。</p>
増田会長	<p>私は初めての出席なので全く仮想的な質問なのですが、先ほど手順でいうと、まず国土利用計画審議会があり、その次に都市計画審議会などに進むわけですが、もし仮に行った先で認められないといった場合があれば、またこっちに戻ってくるということになるのでしょうか。たぶん調整しながら進んでいるのでしょうか。</p>
安住班長	<p>基本的には、個別法の方で審議をし尽くした後でうちの方に上がってくるわけですが、個別法の審議会ではその分野の専門家が審議されているわけでありまして、そうすると各分野で追求しているものが違うのでバッティングしてしまふことがあり得るので、それを防ぐためにこのようにいろいろな分野の先生方に集まっていただき、再度、総合的な見地から御意見をいただき、承認をいただいてから個別法の各分野で個別法の区域についても変更していくというのが基本的な取扱いになっております。総合的な視点から考察して乱開発を防ぐという趣旨から国土利用計画法が成立したという経緯がございます。</p>
門脇課長	<p>基本的には国土利用計画は個別法の上位計画で総合調整をする役割を担っており、総合調整にあたって、この審議会ですべての意見を個別法の方につなぐわけですが、基本的にはこの審議会の効力としては、直接的には土地の取引があった</p>

山本委員	<p>場合の規制にあたり、個別法の規制に関しては間接的に意見を述べるということであり、その意見を踏まえて個別法の中で最終的に判断するというのが基本でありますので、そこから戻ってくるというのは想定しておりません。</p> <p>資料2の4ページの整理番号23の、廃棄物処分・太陽光発電に施設用地に足し合わせて23ヘクタールありますが、例えば環境アセスなどにはかかってこないののでこのように2つの事業を並べて一度に処理しているのだらうなと思いますが、これは、同じ事業の中で2つの開発を行っているのか、それとも近隣の開発なので2つの事業を合わせているのでしょうか。</p>
奥平技師	<p>林業振興課の奥平と申します。今回こちらの大和町と利府町に跨がっている区域については、林地開発許可制度の中で内容を審議して完了したと認められたものです。こちらの事業としましては、廃棄物の埋め立て処分が終わった後、その上に太陽光発電施設を建設するという内容になっております。林地開発許可以外にも該当するのであれば環境アセスメントなどそちらの内容も網羅しているはずですが、林地開発については基本的には林地開発の許可基準を満たしているということで完了と認めているものになります。</p>
山本委員	<p>前回の審議会でも話題になったと思いますが、太陽光発電の件数が非常に多くなっていて、一つ一つの審議は通るのですが、引いて見るとその一帯が一通り開発されているという状況もあります。一定区域の中での開発をまとめて審議するというのが国土利用計画審議会の役割なのか、いずれにしても個別の審議会では通ってきってしまうので、それをまとめるとすればこの会議であるということになるのでしょうか。</p>
門脇課長	<p>森林地域の縮小については、基本的には報告事項であります。審議会に出た意見につきましては、個別規制法を所管する担当課の方に伝えることにさせていただきますので、こういった意見があったことを伝え、それに配慮しながらしっかり判断するという取り扱いにさせていただきます。さらに、この後説明させていただきますが、次期国土利用計画の改定に向けて取り組んで参りますので、そういった場面で、現在抱えている課題等について皆様から意見をいただいて、それを反映していくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
増田会長	<p>今の質問に関連してなのですが、地図が載っている資料4の37ページの、整理番号23の案件で、黄色い部分が緑の森林地区ではなくなるということですね。周りには同じように処分場があったり太陽光パネルがあったりするのでしょうか。</p>
奥平技師	<p>現状として、周辺がどのような利用目的になっているかというのはすべて判断できないのですが、基本的に森林地域から抜けているところにつきましては、林地開発の許可基準を満たしているところ、若しくは、当初から地域森林計画対象民有林の</p>

	<p>対象となっていないところです。今回の黄色い部分につきましては、林地開発の許可基準に則って完了確認をしまして新たに森林から抜けることになりました。周りの状況についてですが、手元に航空写真がありまして、昔、土採りか何かをしていたところではないかと思います。その際、林地開発の許可基準を通過して地域森林計画民有林から抜いているのだと思われます。</p>
増田会長	<p>他に何か御質問等がありますか。</p>
江口理事	<p>山本委員が言われていました、冒頭の資料1の9ページである特例に、若干矛盾があるのが指摘されたかなと思います。ここで確認なのですが、森林地域の縮小については報告事項に留めていて、これはあくまで平成22年度における当審議会において決定した手続ということであります。確かに太陽光などの開発が多く、状況によっては、当審議会の裁量で今後検討してみるというのにはあり得ると思います。ただし、これまでこの手続で機能してきたとのことです。それを踏まえて手続をどうしていくかということですが、冒頭、事務局から説明がありましたとおり、合理的な手順であり、引き続きこの方針でよいのではという説明がありましたので、そこは状況に応じて、今後、検討の俎上に載せること自体はあり得るのではないかと思います。</p>
増田会長	<p>以上御意見がございましたが、この土地利用基本計画図の案については異議ない旨答申してもよろしいでしょうか。</p>
一同	<p>(異議なし)</p>
増田会長	<p>それでは、この件につきましては異議なしと認め答申することといたしました。</p>
増田会長	<p>次に議事の(4)に移りたいと思います。議事の(4)は宮城県国土利用計画の改定についてです。事務局から資料に従って説明願います。</p>
安住班長	<p>(資料5について説明)</p>
増田会長	<p>何か御質問はございますか。</p>
増田会長	<p>この作業は原則として県庁の中の作業ということになりますか。後ろにいる皆さんがデータを集めて分析されるということでしょうか。</p>
安住班長	<p>判断のための資料はこちらで収集させていただきまして、基本的に作ったものを先生方に見ていただくということでございます。</p>



増田会長	何年かに1回のエクストラの作業なので後ろの事務局の方々が大変かと思いますが、よろしくお願いします。
増田会長	それでは議事の(4)についても以上で終わりにさせていただきます。用意していた議題は以上です。御協力ありがとうございました。
乗田副参事	以上をもちまして、宮城県国土利用計画審議会の一切を終了いたします。本日はお忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございました。